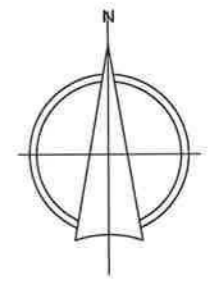
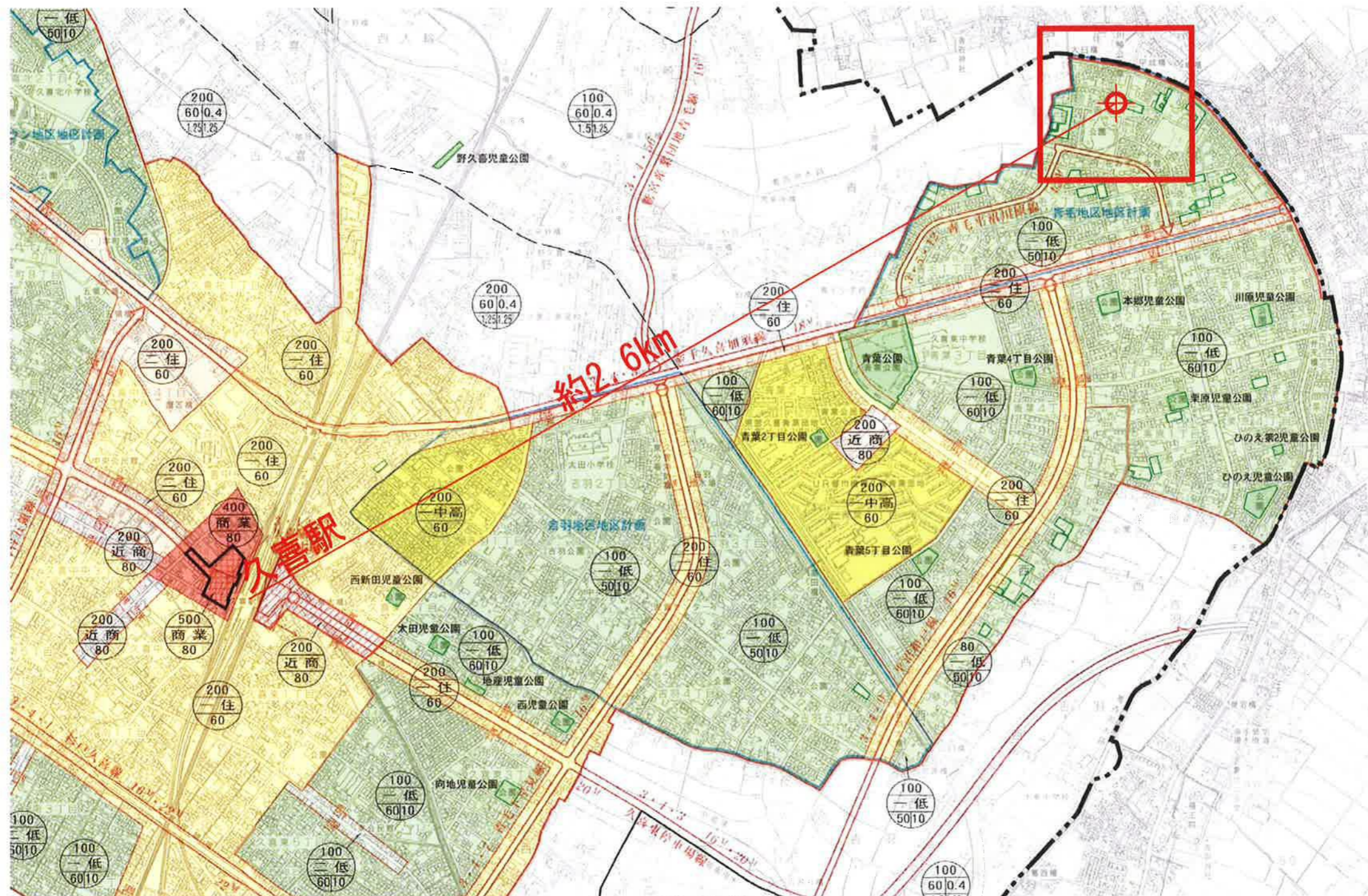


第 1 号議案

申請者住所氏名	東京都世田谷区弦巻1-45-17-101 大越 康之			敷地の位置	別紙、都市計画図および付近見取り図参照 久喜駅より 北東 に約2.6km	
敷地位置地名地番	埼玉県久喜市青毛四丁目5-7、-8、-9、-10、-11					
地域地区	第一種低層住居専用地域					
主要用途	老人ホーム、調剤薬局			周囲の状況	○敷地の北側道路の反対側は老人ホームがある。 ○敷地の東側道路の反対側は住宅が立地している。 ○敷地の南側道路の反対側は公園がある。 ○敷地の西側は住宅が立地している。	
申請建築物の用途	同上					
工事種別	新築					
構造階数	木造 地上2階					
敷地面積	1,774.52㎡					
	申請部分	申請以外の部分	合計			
建築面積	891.30㎡	0.00㎡	891.30㎡	公開による意見聴取の概要及び関係機関の意見	開催日・場所	令和3年5月30日(日)午前10時00
延べ面積	1,748.83㎡	0.00㎡	1,748.83㎡		参加者	申請者(代理人)1名、利害関係者0名、傍聴人4名
建ぺい率	50.23%(上限60%)				利害関係者の意見	なし
容積率	75.43%(上限100%)				消防長の意見	特になし
適用条文該当事項	建築基準法第48条第1項ただし書				備考	
参考事項	建築基準法第48条第1項ただし書により第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものである。					



凡 例

行政区域・都市計画区域	市街化区域
区域・地区	第一種住居地域(一住)
第一種住居地域(一住)	第二種住居地域(二住)
第二種住居地域(二住)	第一種中高層住居専用地域(一中高)
第一種中高層住居専用地域(一中高)	第二種中高層住居専用地域(二中高)
第二種中高層住居専用地域(二中高)	第一種住居地域(一住)
第一種住居地域(一住)	第二種住居地域(二住)
第二種住居地域(二住)	準住居地域(準住)
準住居地域(準住)	近隣商業地域(近商)
近隣商業地域(近商)	商業地域(商業)
商業地域(商業)	準工業地域(準工)
準工業地域(準工)	工業地域(工業)
工業地域(工業)	工業専用地域(工業)
工業専用地域(工業)	高度利用地区
高度利用地区	防火地域
防火地域	準防火地域
準防火地域	土地区画整理専用地域
土地区画整理専用地域	地区計画
地区計画	生産緑地地区
生産緑地地区	新設規制区域区分線
新設規制区域区分線	公園・緑地
公園・緑地	都市計画道路
都市計画道路	その他の都市施設

